

日本弁理士会東海支部 主催
「休日パテントセミナー2012 in 四日市」
—商標について学ぶ—

日本弁理士会東海支部では、地方公共団体、中小・ベンチャー企業関係者及び一般の方々を対象に、休日パテントセミナーを開講しており、当年度も四日市市にて開講いたします。

今回のセミナーが知的財産関係者のみならず、これから知的財産を学ぼうという方にとりましても参考になり、また今後のご活動の一助になれば幸甚に存じます。

■テーマ 「ゼロから始める商標 ～これ商標登録できますか?～」

ご承知のとおりで、知的財産権は特許だけではありません。意匠権、商標権も模倣から守るためには必須であります。また不正競争防止法も関係法として大変重要であります。

このたびは、そのうちで特に商標の重要性について分かりやすくご説明したいと思います。

(主な内容)

商標権の基礎、商標登録を受けるためには、商標登録出願をする必要性、知的財産権における商標権の役割、「面白い恋人事件」など裁判例の紹介、商標事例を通じた各種対応、商標の類否判断、商標法改正の動向

■講師 日本弁理士会東海支部 UR-10委員会 弁理士 前田 大輔 ・ 廣江 政典

■日時 平成25年2月9日(土) 13:30~16:00 (受付 13:00より)

■会場 じばさん三重 ((財)三重北勢地域地場産業振興センター) 2階 研修室7
三重県四日市市安島1-3-18 電話 059-353-8100 ※近鉄四日市駅から西方に徒歩5分

■定員 36名 (定員になり次第、締め切らせていただきます)

■主催 日本弁理士会東海支部 (運営: 日本弁理士会東海支部 三重県委員会)

■参加費 無 料

■対象 一般、ベンチャー起業を目指す人、中小企業の経営者、知的財産関係者

会場地図



<申込方法・申込書は裏面に掲載>

●お申し込み方法

聴講のお申し込みにつきまして、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付して下さい）にて下記当支部までお申し込み下さい。

またメールでのお申し込みの場合は、申込書の所定事項を必ずご明記の上、下記メールアドレスまでお申し込み下さい。

なお誠に勝手ながら、参加可否のご連絡につきましては、参加不可の場合のみご連絡を差し上げますことあらかじめご了承下さい。

●締切り：平成25年2月6日（水）

●申込み、お問合せ先 日本弁理士会東海支部

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階

TEL052-211-3110 FAX052-220-4005 e-mail:info-tokai@jpaa.or.jp

ホームページ <http://www.jpaa-tokai.jp/>

※1. タイトルの西暦表示は事業年度であります「2012」とさせていただきます。

※2. パテント【patent】とは、特許及び特許権のことです。

※3. 知的財産（知財）権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権（産業財産権）に著作権を含めた総称です。

※4. 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備下さい。

※5. インフルエンザ流行等の事情により中止することがあります。中止の場合は当支部ホームページでご案内します。

※6. 日本弁理士会東海支部は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県を管轄しております。

日本弁理士会東海支部 行 (FAX052-220-4005)

<休日パテントセミナー2012 in 四日市 参加申込書>

フリガナ	
氏名	
連絡先	(〒 -) 電話 () - FAX () -
職業	■以下該当するものを○でお困み下さい。 1. 経営者・代表者 2. 勤務者（法務・知財・開発・設計・製造・その他） 3. 士業 4. 学生 5. 主婦 6. その他 ()

※いただきました個人情報は、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限り利用します。また当支部からのイベント情報の提供に利用させていただくこともあります。